

# 19 世紀末～ 20 世紀中葉のカナダにおける 優生学の展開と医療専門職（Ⅲ）

細 川 道 久

## 目 次

1. はじめに
2. 19 世紀末から 20 世紀初頭まで
  - チャールズ・K・クラークの移民政策批判  
〔以上、『人文学科論集』（鹿児島大学法文学部）70 号、2009 年  
7 月、に掲載〕
3. 第 1 次大戦から戦後まで
  3. 1 精神薄弱者への関心
  3. 2 カナダ精神衛生全国会議の設立
4. 1920 年代から 1930 年代まで
  4. 1 断種への関心
    - クラーク死去後の展開  
〔以上、『人文学科論集』（鹿児島大学法文学部）71 号、2010 年  
2 月、に掲載〕
  4. 2 カナダ優生学協会の台頭
    - オンタリオ州での断種法論議
  4. 3 オンタリオ州での断種法不支持の要因
  4. 4 カトリックと断種法
5. おわりに〔以上、本号〕

#### 4. 2 カナダ優生学協会<sup>1</sup>の台頭———オンタリオ州での断種法論議

大恐慌期のカナダは、「カナダ史上最も厳しい移民政策<sup>2</sup>」を採用した。1931年3月21日に出された枢密院令695号は、イギリス、アイルランド、アイルランド自由国、ニューファンドランド、ニュージーランド、オーストラリア、南アフリカといった白人優勢の自治領等のイギリス臣民とアメリカ人で雇用が確保されるまで自活できる十分な資力を備えた者、十分な資力を持つ農業経営者、カナダ居住者の妻と未成年の子供などに入国を限定した<sup>3</sup>。また、政府による移民誘致活動は停止し、アメリカ合衆国の移民事務所の多くも閉鎖された<sup>4</sup>。その結果、移民数は、1921年～1931年の116万6000人に比し、1931年～1941年には14万人に激減した<sup>5</sup>。こうした措置の背景には、外国人が雇用を奪うのではないかとの危惧、さらには、クー・クラクス・クラン Ku Klux Klan のような人種主義組織による世論の煽動もあった。また、医務検査についていえば、1928年にはイングランドおよびヨーロッパで移民の医務検査が行なわれるようになり、先の枢密院令が出された後には、健康要件が厳しく調べられるようになったが、移民数が激減したことによって、医務検査に関わる問題は表面上は解決された形となり、それ以前からの本質的な論議自体は先送りされた<sup>6</sup>。

こうしたなか、1930年代初頭のカナダ全体としては、断種への関心は下火になっていくが、オンタリオ州に関していえば、1930年代を通して関心はむしろ高まり、断種法をめぐる論議は同州を中心に展開されていった。それには、専らの活動舞台がオンタリオ州にあったカナダ優生学協会が、大恐慌という経済的に不安な状況下で断種措置導入を積極的に推進し、同協会のメン

<sup>1</sup> カナダ優生学協会の活動に関しては、細川「20世紀前半のカナダ社会における優生学と白人性」を参照。

<sup>2</sup> Ninette Kelley & Michael Trebilcock, *The Making of the Mosaic: A History of Canadian Immigration Policy*, Toronto, 1998, p. 216.

<sup>3</sup> P. C. 695 (21 March, 1931), cited in *Ibid.*

<sup>4</sup> *Ibid.*

<sup>5</sup> Valerie Knowles, *Strangers at Our Gates: Canadian Immigration and Immigration Policy, 1540-2006*, rev. ed., Toronto, 2007, p. 142.

<sup>6</sup> *Keeping America Sane*, p. 178.

バーによって、従来からの遺伝をめぐる議論に対する科学的な裏づけがなされ、断種を正当化する「論理」が加えられたことがあった<sup>7</sup>。今述べたように、この時期に断種に対する関心を煽ったのは、カナダ精神衛生全国会議ではなく、1930年（事実上は1926年）に設立されたカナダ優生学協会であり、むしろ前者は、優生学に対する関心を減じていく傾向があった。以下では、カナダ優生学協会の設立経緯や活動について述べることにしよう。

カナダ優生学協会が設立されるに至った背景には、英米それぞれの優生学協会の影響があった。優生学協会をカナダにという声は、1920年代中葉からみられた。1924年7月に、チャールズ・ヘイスティングズ Charles Hastings らが、トロントで優生学を論ずる集会を開催していた。彼は、イギリス優生学協会 British Eugenics Society のカナダ支部的な組織の設置を目論んでいたが、実現には至らなかった。しかし、この集會計画は、公衆衛生関係者の関心をひくことになり、同年8月、オンタリオ保健官吏協会 Ontario Health Officers Association において、精神薄弱者に対する断種措置導入提案が支持された<sup>8</sup>。

1920年代後半に入ると、アメリカ合衆国の側から優生学協会設立への働きかけがあった。アメリカ優生学協会 American Eugenics Society の C・C・リトル C. C. Little がウェスタン・オンタリオ大学解剖学教授チャールズ・C・マックリン Charles C. Macklin に対し、カナダに姉妹組織を設立する案を持ちかけたのである。チャールズ・マックリンは、アルバータ大学のラルフ・シェイナー Ralph Shaner、ブリティッシュ・コロンビア大学の C・マクリーン・フレイザー C. Maclean Fraser、サスカチュワン大学の W・P・トムソン W. P. Thompson、トロント大学の J・C・ブワロ・グラン J. C. Boileau Grant に打診をしたが、いずれも消極的な回答であった。そこでチャールズ・マックリンは、自らの非

<sup>7</sup> *Our Own Master Race*, p. 117, 119.

<sup>8</sup> ヘイスティングズは、1910年代、トロント市保健局長 medical officer of health として、とりわけ労働者階級の住宅問題を取りあげ、住環境の改善の必要性を唱えた。移民にせよ、カナダ生まれにせよ、労働者階級の劣等性や「非カナダ性 un-Canadianness」を憂慮し、彼らを良き市民としよとする点で、本文で言及した1920年代の彼の活動と重なる。Sean Purdy, “Scaffolding Citizenship: Housing Reform and Nation Formation in Canada, 1900-1950”, in Adamoski, Chunn & Menzies (eds.), *op. cit.*, pp. 129-131, 135, 138.

力をリトルに伝えるしかなかった。なお、後に、チャールズ・マックリンに代って優生学を声高に主張していったのが、夫人でカナダ随一の遺伝学(発生学者)であるマッジ・マックリン Madge Thurlow Macklin であった<sup>9</sup>。

このように、組織としての設立はすぐには実現しなかったが、オンタリオ州において断種措置をめぐる議論が活発化していった。1929年には、オンタリオ州でP・D・ロス P. D. Ross を委員長とする王立公共福祉委員会 Royal Commission on Public Welfare が州立病院、救護院などを調査し、精神薄弱者は概ね遺伝し、犯罪や売春につながるとして、強制的断種を州の政策として講ずるよう勧告した。この勧告は、オンタリオ州政府によって拒否されたが、この勧告が出されるよう後押ししたのが、カナダ優生学協会のメンバーであった。

カナダ優生学協会は、1930年11月6日に設立された。もっとも、マカナキーは、先述した設立準備に向けた一連の動きを考慮して、カナダ優生学協会の設立を1926年としている<sup>10</sup>。同協会は、人種改良 race betterment のための教育プログラムの実施を当面の目標として掲げ、欠陥者の生殖を抑制し、適切な育児を奨励する法律の成立を究極の目的としていた。会長には、ブランドフォードの医事保健官 medical health officer であるウィリアム・ハットン Dr. William Hutton が就任し、理事として、キッチナー Kitchener の企業家である A・R・カウフマン A.R. Kaufman や、社会福祉事業家で行政官の D・B・ハークネス D.B.Harkness が名を連ねていた。

<sup>9</sup> *Our Own Master Race*, pp. 112-113; *Keeping America Sane*, p. 186. マッジ・マックリン(マッジ・サーロー)は、1893年、アメリカ合衆国ボルティモアでのメソディストの家庭に生まれた。奨学金を得て、当時全米一として知られ、世界中から俊秀の研究者が集っていたジョンズ・ホプキンス大学医学部で学び、そこでチャールズ・マックリンと知り合い、彼の実験助手を務めた。1918年に結婚後、1919年から翌年まで、同大学の衛生学部 School of Hygiene で教鞭をとったが、1921年、ウェスタン・オンタリオ大学の解剖学教授ポストを得たチャールズと2人の子供とともに、ロンドン(オンタリオ州)に移った。のちにチャールズは肺の解剖学研究で世界的に知られるようになる。他方、マッジは、1921年から1945年まで、同大学で組織学・発生学講座の非常勤講師を務めた。大学では冷遇され続けたが、夥しい研究蓄積を重ね、1946年、アメリカ合衆国オハイオ州立大学 Ohio State University でナショナル・リサーチ・カウンシル National Research Council による癌研究員に迎えられた。*Our Own Master Race*, pp. 129-130. 以後の彼女の動静については、同書、7章を参照。マカナキーは、先述した設立準備に向けた一連の動きを考慮して、カナダ優生学協会の設立を1926年としている。McConnachie, *op. cit.*, p. 213.

カナダ優生学協会の会員数は100人を越えることはなかったが、その多くがカナダ社会の要職についていた。学界の有識者のみならず、医療や社会福祉に携わる専門職に加え、宗教、ビジネス、政治の分野での重要な地位にある者が含まれていた。代表的な人物として、先にあげたハットンらのほか、ヒンクス、オンタリオ州総督H・A・ブルース Dr. H. A. Bruce、後にトロント市長（1942-1944）となるF・J・コンボイ Dr. F. J. Conboy、トロント精神病院 Toronto Psychiatric Hospital 院長で精神科医のクラレンス・B・ファラー Clarence B. Farrar など、著名な人びとから成っていた。メンバーの大半は、医師や社会福祉事業家であったが、医師といっても、ハットンのように、公衆衛生分野の医療専門職が多かった<sup>11</sup>。

ハットンは、1911年にトロント大学を卒業し、1914年から1919年にかけて医療部隊に少佐として従軍し、1919年から1959年まで、ブラントフォードの医事保健官として、同市を水道設備を備えたカナダ最初の都市とすることに尽力したほか、天然痘ワクチン接種、ミルク低温殺菌、ジフテリア・トキソイド（治療剤）の供給などでも貢献した。1930年代、彼が最も関心を抱いたのが人口問題で、優れた遺伝子を殖やす一方、移民制限、断種、およびバース・コントロール<sup>12</sup>によって不適切な遺伝子の増殖を防ごうとした。例えば、1934年、家系の水準による出生率の差に関する数値を示し<sup>13</sup>、正常な家系が、精神薄弱の血や遺伝的疾患による「希釈 dilution ないしは汚染 pollution」の脅威にさらされているとし、唯一の国家による介入策は断種だと力説している<sup>14</sup>。なお、彼はまた、安楽死 euthanasia を支持した最初のカナダ人医師の1人でもあった<sup>15</sup>。

ハットンがカナダ優生学協会の医療・社会福祉の利害を代弁する一方、ビ

<sup>11</sup> *Keeping America Sane*, pp. 184-185; *Our Own Master Race*, pp. 113-114.

<sup>12</sup> ハットンは、マリー・ストープス Marie Stopes と親交があった。 *Our Own Master Race*, p.114.

<sup>13</sup> ハットンによれば、『名士録 *Who's Who*』に記載された名家の平均子供数が2.42人だったのに対し、トロント精神病院の入院患者の親の平均子供数は3.42人、ベルヴィル聾学校 Belleville school for the Deafでは4.37人、ブラントフォード盲学校 Brantford School for the Blindでは5.1人、オリリア精神救護院 Orillia Asylum for the Insaneでは8.7人であった。 *Our Own Master Race*, p. 115.

<sup>14</sup> *Our Own Master Race*, pp. 114-115.

<sup>15</sup> *Our Own Master Race*, p. 114.

ジネスの利害を代表していたのが同協会の財務担当をしていたカウフマンであった。ゴム製の救命浮具 Life Buoy rubber footwear を製造するカウフマン・ゴム会社 Kaufman Rubber company の社主であった彼は、保護者情報事業局 Parents' Information Bureau を設置し、安価な避妊具を貧民に供給する事業を始めたことで知られるが、断種に対する熱狂的提唱者でもあった。

彼が人口問題に関心を抱いたきっかけとなったのは、1929年の冬、従業員を解雇した際、最貧家庭には子供が多いと、工場付き看護師から聞かされたことにあった。直ちに調査を実施し、知能が劣る家庭ほど子供の数が多く、家庭状況も劣ると結論づけたのであった。ついで彼は、看護師の助言で断種実施に踏みきり、従業員の多くから支持を得ていった。地域の診療所で精神的欠陥者と身体的欠陥者と診断された者につき、カウフマンは、肺炎、てんかん、梅毒、神経病、心臓病、腎臓病、先天性聾啞、先天性盲目、等々に罹った誰でも手術されるべきだと考えていた。そして、該当する従業員に対して断種を実施したのである。1937年にカウフマン自らが公表したが、その数は435件にのぼった。

彼の運動は、しだいに避妊具供給活動へと移っていくが、断種への関心が衰えたわけではなかった。断種を主張する根拠は、欠陥者の隔離は、正常者に税負担がのしかかるだけであり、断種という簡便な手段によって負担が切りつめられることにあった。しかも彼は、断種が精神薄弱者の自由への侵害にはあらず、彼らの知性の欠如が合理的に判断する自由を既に否定しているとした。そして、国家による断種策が必要だとした。任意の断種は非合法ではない。だが、断種に携わる社会事業家の活動を奨励し医師を安堵させ、同時に、金銭的支援ができるよう、任意的断種に関する法律が必要だとした。

かかる主張に際して、カウフマンは、既に断種法が採択されていたアルバータ、ブリティッシュ・コロンビア両州、アメリカ合衆国およびドイツの例を引いていた。このほか、英米の情報に依拠していたほか、精神薄弱者批判を行なったアメリカ合衆国の批評家 H・L・メンケン H. L. Mencken(1880-1956) の感化もうけていた。反カトリックとしての立場を鮮明にしていたメンケン

は、精神病院に入院する者の44.5%がローマ・カトリックだと主張し、ローマ教皇の断種批判への攻撃を行っていた<sup>16</sup>。

カナダ優生学協会でも最も著名なのが、ファラーであった。彼は、加米両国を通じて最も聡明な精神科医として誉れが高かった。彼は1874年ニューヨーク州に生れ、トロントで99歳の生涯を終えるのだが、若くしてジョーンズ・ホプキンス大学ではウィリアム・オスラー William Osler(1849-1919)、ハイデルベルク大学ではエミル・クレペリン Emil Kraepelin(1856-1926)のそれぞれ指導を受け、シェパード・プラット病院 Sheppard-Pratt Hospital ではエドワード・ブラッシュ Edward Brush の下で働いた経験をもっていた。また1923年から1925年まで、グェルフ Guelph の私設のホームウッド保護収容院 Homewood Retreat の院長を務めた。クラークはファラーの有能さを認識しており、自身の後継につけることを念じていた。実際、クラークの死去後の1925年にトロント精神病院が完成すると初代院長に就任している。G・A・ブルマー G. Alder Blumer やエドワード・ブラッシュとの関係も緊密で、1931年にはブラッシュの後任として『アメリカ精神医学雑誌 *American Journal of Psychiatry*』の編集長となった。

ファラーは、精神障害を生物学的現象とみなし、ほとんどが遺伝すると考えており、この見解は戦間期になっても変わらず、優生学的措置として断種を支持していた。彼は、犯罪を疾病とみなし、コストのかかる投獄ではなく、断種措置こそが社会問題をなくす安価な策だと積極的に訴えた<sup>17</sup>。彼はまた、カナダ西部で断種の法制化に向けて進展しているのを歓迎し、他方で、反対派、とくにカトリックの反対派を、偽善者あるいは非合理主義者と非難した。精神薄弱の遺伝的要因が当初よりも小さいとする証拠が増えつつあった1931年、彼は、33%から65%の間ではないかと推論していた。断種支持が減じるようになると、バース・コントロールの観点から断種措置を正当化するよう

<sup>16</sup> *Our Own Master Race*, pp. 115-116.

<sup>17</sup> *Our Own Master Race*, p. 119.

になった。それは、大恐慌の経済問題を解決する策として唱えられた<sup>18</sup>。

カナダ優生学協会は、各州政府、とりわけオンタリオ州政府に対して、アルバータ州の断種法制定に追随するよう働きかけた。既に述べたように、オンタリオ州の王立公共福祉委員会が、精神薄弱者に対して制度的ケアの拡大に加え、強制断種を勧告した。これに対してオンタリオ州政府は、断種措置導入については拒み、施設の改善にのみ応じた。しかし、この動きを優生学論者は、断種導入の契機ととらえた<sup>19</sup>。カナダ優生学協会は、1931年、ゲルフのオンタリオ感化院 Ontario Reformatory の C・F・ニーランズ C.F. Neelands が不適合者と反社会分子の断種を要求した。1932年、ハミルトンで開催されたカナダ優生学協会年次大会でオンタリオ州議会に対する断種法制定要求決議を採択した。同年、ハットン、ロータリー・クラブ、ライオンズ・クラブ、キワニス・クラブなどを回り、多くのクラブから支持を得た。翌1933年、オンタリオ州ロンドンにて開催されたカナダ優生学協会年次大会でも、断種法の必要性が力説された<sup>20</sup>。また同1933年には、オンタリオ医学会 Ontario Medical Association が、入院患者であるなしに関わらず任意断種を求める決議を採択した。さらに同年4月に、州総督であるブルースが支持を表明したが、これはレスペクタブルな階層の支持拡大に一役を買い、同年5月には、オンタリオ医学会がハミルトンで開催した大会で、精神薄弱が急増していると宣告し、彼らに対する断種措置支持の公式声明を出した。同月、カナダ製造業者協会のオンタリオ支部が同様の趣旨の動議を採択した。このように断種法への支持がオンタリオ州内に広がっていったのである<sup>21</sup>。

医学界での優生学支持論は、1930年代を通して見られた。例えば、『カナダの医師 *The Canadian Doctor*』1936年1月号は、ドイツにおける断種政策を擁護する論説を掲載し、ナチは20万人の生殖能力を抹殺したにすぎぬが、それ

<sup>18</sup> *Keeping America Sane*, pp. 184-185; *Our Own Master Race*, p. 119.

<sup>19</sup> *Keeping America Sane*, p. 186.

<sup>20</sup> *Our Own Master Race*, pp. 118-119.

<sup>21</sup> *Our Own Master Race*, pp. 118-119.



によって莫大な額の損失を免れたのだと論じていた<sup>22</sup>このようなドイツの断種政策に言及しそれを擁護する姿勢は、他にも見られた。例えば、ハットンは、1935年、カナダ優生学協会会長演説において、ドイツの強制断種措置導入について、それは厳しいけれども、長期的には社会制度を混乱させるような人びとを除去するだろうと述べていた<sup>23</sup>。また、州総督ブルースは、1936年4月、トロント社会福祉会議 Toronto Conference on Social Welfare の席上、5万人の不適合者に対するドイツの断種への讃辞を発していた<sup>24</sup>。このようにドイツの断種措置の事例が積極的に紹介されたことが、オンタリオ州の断種導入要求の声を強めることになったが、後に述べるように、それが逆にマイナスに作用することになる。

当時の断種法をめぐる議論でも、かつてのクラークの時代にみられた移民と精神異常との関係への言及がみられた。マクマスター大学 McMaster University の W・バートン・ハード W. Burton Hurd は、ローズ奨学生で、カナダを代表する人口学の権威であると同時に、自由党員、フリーメーソン、そして、イギリス帝国会 Order of the British Empire のメンバーでもあった。彼は、1921年と1931年の連邦国勢調査の分析を委託され、分析の結果、アングロ・サクソン系の出生率が低い一方、フランス系および移民のそれが高いことを見出し、アングロ・サクソン系の出生率の低さが将来的に彼らの減少に繋がると憂慮されていた。しかも、西部はスラブ系農民の流入によって孤立しつつあり、彼らの犯罪率の高さと識字率の低さを指摘した。そして、カナダ社会が移民の増加によって精神異常と犯罪が増えているとした。ハードは、移民たちがカナダ社会に順応していく同化は起こりえないとみていた。彼は、新しく到来する移民によって最良のカナダ人がアメリカ合衆国に追いやられているとする A・R・ロワー A.R.M.Lower の「転地説 displacement theory」に

<sup>22</sup> “Sterilization of the unfit”, *Canadian Doctor*, 2 (January, 1936), pp. 16-17, 43, cited in McLaren, *Our Own Master Race*, p. 119.

<sup>23</sup> *Our Own Master Race*, p. 122.

<sup>24</sup> *Our Own Master Race*, p. 122.

も賛同していた<sup>25</sup>。

かつてクラークの時代には、移民の抱える問題、および移民政策への不備が指摘されていたが、大恐慌下にあつて移民の流入は大幅に減っていた。しかしながら精神的・道徳的欠陥者によるカナダ社会への脅威が存在すること、そして、何らかの措置が講じられない限り、彼らのケアにかかる負担はカナダを破産させるとする、ハードの主張は、カナダ優生学協会の断種要求を後押ししたのであった<sup>26</sup>。

1935年2月4日、カナダ優生学協会は、会長ハットンら代表団をオンタリオ州首相ミッチェル・ヘプバーン Mitchell Hepburn(1896-1953)のもとに送った。これに対して州首相は、代表団に支持の印象を与えつつも、断種についてアルバータ、プリティッシュ・コロンビア両州の事情につき情報収集中との回答にとどめたのであった<sup>27</sup>。

1936年、トロントで開かれたカナダ優生学協会年次大会で、すべての州がアルバータ、プリティッシュ・コロンビア両州にならうよう決議を採択した。また、カナダ優生学協会は、政府の遅延策をやめさせるべく、非公式にオンタリオ州保健相に対して、患者の同意や配偶者あるいは後見人の同意があれば医師が断種を行なえるようオンタリオ医事法 Ontario Medical Act の改正を求めていた。実は、オンタリオ州では、非合法ながら医師が断種を実施しており、この法律改正によってその行為を合法化すべきとしたのである。さら

<sup>25</sup> *Our Own Master Race*, pp. 124-125.

<sup>26</sup> *Our Own Master Race*, p. 125. マクラレンによれば、ハードは「自称優生学者」ではなかった。だが、1938年にカナダ優生学協会がカナダ放送協会 Canadian Broadcasting Cooperation (CBC) のラジオ放送にて行なった連載番組に出演し、人口論について語っていた。その他の出演者として、トロント大学人類学教授 C・W・M・ハート C.W.M.Hart が進化について、ハーバート・ブルース Dr. Herbert Bruce がドイツの人口政策について、A・M・ハーリー A.M.Harley がカリフォルニアの断種法について、ハットンが人種の将来について、それぞれ講じた。なお、カナダ優生学協会は1930年代後半に断種支持を呼びかけるため、ラジオ放送の利用を計画した。これに対してカナダ放送協会は、当初、断種は扱いにくいテーマであるとして難色を示した。1937年1月にバース・コントロールに関する演説放送を禁止したのに続き、2月には断種擁護の演説放送に対しても同様の措置をとった。しかし、1938年初頭になってカナダ放送協会は方針を転換し、カナダ優生学協会に対してラジオ放送で連載番組を持ちかけ、テーマの選択はカナダ優生学協会に委ね、先述の番組放送が実施された。 *Our Own Master Race*, p. 124.

<sup>27</sup> *Our Own Master Race*, p. 120; *Keeping America Sane*, p. 186.

に、同州の病院法 *Hospitals' Act* の改正も行ない、病院での断種を可能にしようとした。このようにして、カナダ優生学協会は、医師や病院による断種合法化を要求しつつ、最終目標である精神障害者の合法的断種を認めさせようとしたのであった<sup>28</sup>。

しかし、カナダ優生学協会の精力的な活動にもかかわらず、ヘブバーン率いるオンタリオ州政府は、断種法導入に対して「慎重に同情的」な姿勢をとるのに終始した。1936年7月、ヘブバーン州首相は、「精神的不適合者に対する断種は、目下、州政府の関心を占めている。オンタリオの施設には約1万4千人の欠陥者がおり、州にはさらに4つの施設ができる。政府は即刻の法制化は考えていないが、真摯に考慮中である」と言明していた<sup>29</sup>。1938年には、オンタリオ州は、王立精神衛生法運用検討委員会 *Royal Commission on the Operation of the Mental Health Act* を設置し、同委員会は、断種を支持する勧告を提出した。しかしながら、オンタリオ州政府は、その勧告を無視し、断種法を導入することはなかったのである。

もとより、これをもって、断種をめぐる論議が直ちに消滅したわけではなかった。例えば、カナダ優生学協会会長のハットンは、1940年4月、貧乏は貧しきものとともに消えるだろうと述べ、ついで「精神薄弱とはどういったものだろうか。子供の精神能力をもつ者だ。都市において、彼らはスラムに向かって漂泊している。実際、スラムは、大体において低能を隔離した産物なのだ。」「われわれ自身のため、そして、彼らのために、彼らの再生産をコントロールしなければならない」と論じていた<sup>30</sup>。また、オンタリオ医学会は1940年に州内の各地方支部に対し法制化についての意見を徴し、12支部が同意、3支部が無回答、1支部が反対を表明した<sup>31</sup>。

以上みてきたように、オンタリオ州での断種法をめぐる論議は、1930年代を通して活発化したが、日の目を見ることはなかったのである。

<sup>28</sup> *Keeping America Sane*, pp. 186-187.

<sup>29</sup> *Our Own Master Race*, p. 122.

<sup>30</sup> *Canadian Tribune*, 27 April 1940, p. 2 cited in McLaren, *Our Own Master Race*, p. 115.

<sup>31</sup> *Keeping America Sane*, pp. 186.

#### 4. 3 オンタリオ州での断種法不支持の要因

オンタリオ州において断種法案が敗北したことは、カナダにおける優生学運動の黄金期の終焉を意味していた<sup>32</sup>。では、何ゆえにこのような事態を招いたのだろうか。その要因を4点にまとめて論じておこう。

1つ目は、断種措置導入を推進してきたカナダ優生学協会の親ナチ的ともいえる主張が、大戦勃発によって支持を失ったことにある。例えば、カナダ優生学協会の代表ハットンは、「ドイツは、欠陥遺伝性向をもつドイツ人を、広範な強制断種によって浄化することを求めており、30万人以上が断種に付された。民主主義的統治の下、我が国では、同じ目的を遂行するため、専門的な人びとの良識と公教育に信頼を寄せている。<sup>33</sup>」と述べていた。1939年に大戦が勃発すると、ナチス・ドイツが実施していた優生学的措置に対する好意的な言及は、ナチス・ドイツを連想させることになり、命取りとなったのである<sup>34</sup>。

次いで2つ目として、カトリック票の影響が指摘できよう。オンタリオ州のカトリック勢力は、アルバータやブリティッシュ・コロンビア両州よりも規模が大きかった。カナダのカトリックは、1930年12月にピウス9世 Pope Pius IX が発した婚姻およびカトリック教育に関する回勅「貞節な結婚 Casti Connubi」に従い、カナダのカトリックは優生学を非難した<sup>35</sup>。

オンタリオ州のカトリックの場合、1930年代前半からハミルトンのマクナリー司教 Bishop McNally に率いられていたが、彼らは、バース・コントロールと断種の双方を猛然と反対した。また、M・クリーヌ師 Monsignor M. Cline は、先に述べた州首相ヘブバーンの曖昧な対応に対して、経済的理由で断種を正当化できると考えており、それは階級的専制 class tyranny の徴だと攻撃

<sup>32</sup> *Keeping America Sane*, p. 187.

<sup>33</sup> W. L. Hutton to Harold Kirby, 24 January 1938, "Confidential Copy", QSMHC(Griffin-Greenland Archives on the History of Canadian Psychiatry, Queen Street Mental Health Centre, Toronto), History of Eugenics File, cited in Dowbiggin, *Keeping America Sane*, p. 187.

<sup>34</sup> *Keeping America Sane*, p. 188; *Our Own Master Race*, p. 150.

<sup>35</sup> *Keeping America Sane*, p. 188; *Our Own Master Race*, pp. 125-126, 150.

し、これをバジル・ドイル師 Reverend Basil Doyle は支持した<sup>36</sup>。

無論、カトリックの優生学への対応は必ずしも一枚岩ではなかった。オンタリオ州では、非合法的に断種が行なわれていたことは先に述べたが、オタワのフランス系の病院でフランス系の医師が精神薄弱者の女性3名に対して不妊手術を施したとの記録がある<sup>37</sup>。また、ケベック州には、カナダ精神衛生全国会議の支部がおかれ、同州の救護院長のA・H・デロージュ A.H. Desloges やモントリオール市の保健監督官であるS・ブシェ S. Boucher らが中核を担っていた。しかし、彼らは、遅滞児童に対して検査や隔離をしたものの、断種措置を問題として取り上げることを慎重に控えていた<sup>38</sup>。

カトリックの対応については、再度言及することとして、3つ目の要因に移ろう。それは、医師や科学者の優生学に対する反対である。これまで言及してきたのは、カナダ優生学協会の中軸を担ったか、あるいは、支持した科学者についてであったが、実際には、反対派も存在した。遺伝学者の中には、1920年代頃から、優生学の科学性を疑う主張がみられた<sup>39</sup>。もっとも、医療専門職の大半は、優生学的措置に無関心か支持かのいずれかであり、反対派はごく一握りであった。彼らは、1930年代後半になって、つまり、カナダ優生学協会の断種法制定要求がオンタリオ州で実現する可能性が高まった時点になってようやく、本格的に反論し始めたのである<sup>40</sup>。

例えば、トロント大学の遺伝学者ジョン・W・マッカーサー John W. MacArthur は、それまで優生学を支持していたが、1935年、異人種間結婚の危険を論じたカナダ優生学協会幹事 secretary のF・N・ウォーカー F. N. Walker を批判し、1937年には、「優生学パニック」を引き起こそうとしているとして同協会会長ハットンを攻撃した。さらに翌1938年には、イギリスの遺伝学者J・B・S・ホールデー J. B.S. Haldane による優生学批判の古典

<sup>36</sup> *Our Own Master Race*, p. 122.

<sup>37</sup> *Keeping America Sane*, p. 189, n. 148. *Our Own Master Race*, pp. 162-163.

<sup>38</sup> *Our Own Master Race*, p. 151-152.

<sup>39</sup> McConnachie, *op. cit.*, pp. 158-160.

<sup>40</sup> *Our Own Master Race*, p. 156.

である『遺伝と政治 *Heredity and Politics*』(1938年)への書評を『社会福祉 *Social Welfare*』誌に寄稿し、とくにカウフマンを痛烈に批判した<sup>41</sup>。

同じく1930年代後半、クィーンズ大学生物学教授のR・O・アール R. O. Earl は、オンタリオ州の総督や保健相といった上層にある者が優生学の「崇拜者」になっている事態を憂慮し、遺伝学の専門家が「事実」を示す時が来たと論じた。その「事実」とは、社会適合者であっても純血種 *purebred* ではないこと、社会適合者が生まれる仕組みについては不明であること、いずれにしても、その後の発育を決定するのは環境との相互作用の結果だということであった。そして、今や英米の科学者は、精神薄弱者の大多数の両親が「正常」であることを知っている。それゆえ、断種は人種の改良をもたらさないとした。さらにアールは、かりにそれが出来たとしても、その社会は陰鬱で同質であるだろう。人間社会は、多様性の上に繁栄するのである。短期的にみても、カトリックが反対している以上、同質な社会は出来ないし、長期的にみてもそれは失敗するのだと主張した<sup>42</sup>。

このほか、『カナダの医師』の1936年8月号に掲載された「医師と優生学」と題した匿名記事では、カナダ優生学協会は改革を推進したいがため、社会不安を煽り、医学上の学説を軽視しているとし、人びとは優生学者の熱狂には動かされぬだろうと論じた<sup>43</sup>。たしかに、医師の中には、断種手術を隠れて「個人的に」実施していた者もいたが、彼らとて、優生学者らによって断種を公然とした議論の対象とされることを望んではいなかった<sup>44</sup>。

このように、カナダ優生学協会の主張の「科学的」根拠は、時代遅れとな

<sup>41</sup> *Our Own Master Race*, p. 156.

<sup>42</sup> *Our Own Master Race*, pp. 156-157. このほか、トロント大学の衛生学部のA・H・セラーズ A. H. Sellers は、1937年、精神薄弱者の引き起こす社会不安とは根拠がないとするアメリカ合衆国の研究を示した。また、マギル大学の遺伝学教授であるC・L・ハスキンス C. L. Huskins は、精神薄弱者に対する断種が望ましい結果をもたらすとの説は、同大学の心理学者W・D・テイト W. D. Tait によって批判されていると公言した。また、トロントの児童心理学者W・E・ブラッツ W. E. Blatz は、ほとんどの優生学擁護者は、遺伝学に疎いか、あるいは、医学よりも福祉事業畑が多いとした。 *Our Own Master Race*, p. 155.

<sup>43</sup> *Canadian Doctor*, 2 (August, 1936), pp. 30-34, cited in McLaren, *Our Own Master Race*, p. 155.

<sup>44</sup> *Our Own Master Race*, pp. 155-156.

りつつあったのである。当初、科学として登場した優生学は、「疑似科学」であることを科学によってあばかれていったのである。そして、医療専門職でカナダ優生学協会のメンバーに、上述の見解を共有する者がいたことは、カナダ優生学協会にとって大打撃となった。これが、4つ目の要因である。すなわち、保健省次官 deputy minister of health の B・T・マギー Dr. B. T. McGhie は、自身もカナダ優生学協会のメンバーであり、優生学に関心を示していたが、極端な措置である断種の法制化には異を唱えていた。彼はオリエント Orillia の精神薄弱者施設の医務部長を歴任したが、患者に対する拘束や手術を施すよりも教育を重視していた。しかも彼は、精神薄弱が遺伝であることや社会的に危険であるとする見方を拒否していた。例えば、1937年、彼は、アメリカ神経学会 American Neurological Association に設けられた委員会の断種に関する報告書を読み、低能者に対して人種の救済に関するセンセーショナルな警告を発するのは根拠がないとした。そして、登録制度は無益、隔離はコスト高、断種はごく例外を除いて効果なしとし、特殊教育の必要性を説いたのであった。このように、政策に直接関わる官僚に断種反対論があったことは、断種法が制定されなかった直接の理由となった<sup>45</sup>。もっとも、これだけでは十分な理由とはいえず、オンタリオ州政府が、先にも述べたようなカトリック側の反対を怖れていたことがその前提にあった<sup>46</sup>。

以上、4つの要因をあげたが、いずれも単一要因ではなく、これらが複合的に絡み合ったがために、1930年代に活発化したオンタリオ州で断種法論議は不完全燃焼に終わったのである。

実際、第2次大戦の勃発は、カナダ優生学協会を解体させた。解体する直前、カナダ優生学協会は、「本国（イギリス）の最も優れた子供たち」にカナダの家を提供しようと試み、「カナダ住居提供事業 Homes in Canada Service」に着手した。すなわち、1940年、ロンドンが大空襲を受けると、イギリス政府は、子供たちの疎開を進めた。これに対しハットン、イングランド優生学協会

<sup>45</sup> *Keeping America Sane*, p.188; *Our Own Master Race*, p. 125.

<sup>46</sup> *Our Own Master Race*, p. 125.

English Eugenics Society のホーダー卿 Lord Horder に対し、250名の子供をブランドフォードに送るよう打電した。ハットン、子供たちをブランドフォードから各地に送り、イギリスの最良の子供らにカナダの最良の家を提供しようとしたのである。この試みには、カナダの移民当局も支援し、ロンドンでは、駐英高等弁務官 High Commissioner ヴィンセント・マッシー Vincent Massey、彼のスタッフであるチャールズ・リッチー Charles Ritchie やジョージ・イグナチエフ George Ignatieff からも協力した。しかし、既に19万人もの子供たちがカナダへの疎開を求めており、カナダ優生学協会が望むような最良の子供を選別する余裕などない状況であった。カナダ優生学協会にしてみれば、すべての子供を受け入れるつもりはなく、カナダ優生学協会の計画は英加両政府を激怒させることになった。翌1941年に連れてこられた子供は10数名しかならず、結局「カナダ住居提供事業」は頓挫したのであった<sup>47</sup>。

#### 4. 4 カトリックと断種法

さて、前節で述べた4つの要因のうち、カトリックの影響については、当時のカトリックの割合が、オンタリオ州と西部諸州とではさほど差がなかったことから<sup>48</sup>、これが決定的な断種法敗北の原因とは断言できない。とはいえ、ピウス9世の回勅がカトリック教徒に与えたことに加えて、ケベック州、ひいては、フランスにおける優生学も、カトリックの優生学に対する姿勢を考える上で考慮に入れる必要があるだろう。この点について、若干言及しておこう。

本稿冒頭で、カナダの優生学の展開においてマッギル大学が中核をなしていたと述べたが、ケベック州のフランス系の間では、優生学は冷遇された。同州のナショナリストは、「人種」や「血」にしばしば言及したが、それは、

<sup>47</sup> *Our Own Master Race*, pp. 148-149.

<sup>48</sup> 1931年時点で、ローマ・カトリックの占める割合は、カナダ全体で41.3%、BC州13.1%、アルバータ州23.0%、サスカチュワン州25.4%、マニトバ州27.1%、オンタリオ州21.7%、ケベック州85.7%、ニューブランズウィック州21.6%、ノヴァスコシア州31.7%、プリンス・エドワード島州44.4%であった。*Seventh Census of Canada, 1931*, pp. 788-797.



フランス語という共通の言語とカトリックという共通の信仰をもつ文化的特性を意味していた。カトリック教会は、人間の生殖、すなわち出産へのいかなる介入も拒絶していた。これをうけ、ナショナリストのエティエンヌ・パラン Étienne Parent は、知能を決めるのは神であり、精神的能力が遺伝することを否定した<sup>49</sup>。総じて、フランス系カナダ人の反優生学論者の眼には、優生学は、プロテスタントのイギリス系が主張する異質なイデオロギーとして脅威に映っていたのである<sup>50</sup>。

加えて、フランスの事情もケベック州のフランス系と重なる点があったと思われる。フランスでは、反教会主義者であっても、イギリス、アメリカ合衆国、ドイツほどには悲観的な優生学に与することはなかった。楽観的なネオ・ラマルク主義を信じ、環境を変えることが人間性を変えると考えていたのである<sup>51</sup>。実際、一般にフランスでは、優生学者は、獲得形質の遺伝を唱えるラマルクの進化論を受容しており、衛生状態や環境を変えることによって形質が変化することが、遺伝の改良、ひいては社会の改良につながるとみていた。それゆえ、結婚や移民の制限といった消極的優生学的措置がとられたのは、1930年代になってからであり、断種のごとき究極の方策が考慮されることはなかった<sup>52</sup>。

プロテスタントとカトリックでは優生学に対する見方が異なっていたとは

<sup>49</sup> *Our Own Master Race*, p. 25.

<sup>50</sup> *Our Own Master Race*, p. 151. なお、ドイツにおいては、ナチス政権下のカトリック教会は原則的には断種に反対の立場をとりつつも、現実には必ずしもそうではなかった。河島幸夫「ナチス優生政策とキリスト教会——遺伝病子孫予防法（断種法）への対応」山崎喜代子編『生命の倫理——その規範を動かすもの』九州大学出版会、2004年、pp. 249-263。また、アメリカ合衆国におけるプロテスタント、カトリック、ユダヤの各教会の優生学への対応は次の書を参照。Christian Rosen, *Preaching Eugenics: Religious Leaders and the American Eugenics Movement*, Oxford & New York, 2004.

<sup>51</sup> *Our Own Master Race*, p. 26. もっとも、アメリカ合衆国の革新主義運動において、「獲得形質の遺伝」を柱とするネオ・ラマルク派遺伝学を信奉するセオドア・ローズヴェルト Theodore Roosevelt らのような環境 *nature* 派と、「先天的資質」を固定的にとらえるマディソン・グラント、ヘンリー・C・ロッジ、エドワード・ロスらのごとき生得 *nature* 派とが存在し、少なくとも第1次大戦参戦以前において、両派は拮抗していた。1920年代初めまでには、優生学の影響が増大した。中野耕太郎「新移民とホワイトネス——20世紀初頭の『人種』と『カラー』」川島正樹編『アメリカニズムと「人種」』名古屋大学出版会、2005年、pp. 144-146, 158.

<sup>52</sup> James Moore, “The Fortunes of Eugenics” in Deborah Brunton (ed.), *Medicine Transformed: Health, Disease and Society in Europe 1800-1930*, Manchester, 2004, p. 278.

いえ、社会の墮落を憂えていた点では同じであった。再びケベック州に戻って言及すれば、当時のカトリック教会は、4親等までの親族との結婚を認めず、結婚年齢も男16歳女14歳と定めていた。さらに、バース・コントロールを不自然とする一方、育児ができないほどの子供を産まないよう自制を求めている<sup>53</sup>。このように、墮落を導くのは不道德や物質主義が原因とみなすカトリック教会と、それを「科学」によって解明し解決を図ろうとした優生学者の間には隔たりがあった。

このように、カトリックの反対、科学者の反対、そして、戦争勃発に伴う社会・経済状況の変化、加えて、ナチスとの連想が、優生学を衰退させていった。

## 5 おわりに

以上、19世紀末から第2次大戦勃発期にかけてのカナダにおける優生学の展開を、特に医療専門職に焦点をあてて素描した。優生学の盛衰を大局的にとらえれば、およそ次のようにいえるだろう。すなわち、優生学は、第1次大戦前の大量移民の時代、そして大恐慌期に隆盛をみた。それは、貧困や不衛生が社会悪としてクローズアップされ、医療専門職らが改良を試みた時代であった。しかし、優生学のナチスとの連想や、その非科学性が明らかになるにつれ、優生学への支持は減じていったのである。

もとより、カナダにおける優生学は、第2次大戦後、消滅したわけではない。戦後になっても、アルバータ州で断種措置に付された人びとの数は減ったわけではなかったし<sup>54</sup>、1970年代初めまで、アルバータ、ブリティッシュ・コロンビア両州では断種法は存続したのであった。しかも、例えば、1944年から1946年にかけて連邦保健省次官 deputy minister of health、1948年から1953年にかけて世界保健機関の初代事務局長を務めたブロック・チザムのように、断

<sup>53</sup> *Our Own Master Race*, p. 153.

<sup>54</sup> 別表4「アルバータ州の断種件数」を参照。

種法を支持した有力者は少なからず存在したのである<sup>55</sup>。否、優生学は過去の

<sup>55</sup> チザムは、1896年にオンタリオ州オークヴィル Oakville の厳格なプレズビテリアンの家庭に生まれた。1915年にカナダ陸軍に入隊し第1次大戦に従軍した。武功がみとめられ大尉 captain まで昇進し、1919年に除隊したが、当時の兵隊の多くがそうであったように、彼自身も塹壕の中で「シェル・ショック」を経験した。1919年、トロント大学医学部に入学したが、このときの医学部長がクラークで、チザムは彼の精神医学の授業を受講した。1924年に卒業してロンドンに渡り、ミドルセックス病院 Middlesex Hospital で1年間研修した後、オークヴィルで6年間、個人の一般診療医を務めた。患者の多くが感情障害であることに気づいた彼は、精神医学への関心を募らせていった。1930年代には、ヒンクスとの親交を深めていった。ヒンクス同様、チザムは、断種法支持であった。ヒンクスは、当初、精神病の遺伝を回避するためという理由で断種法を支持し、のちに、精神障害をもつ親の育児負担の軽減、育児環境の劣悪化の回避、施設コスト削減のための精神障害者の一般社会への受容（脱施設化）という理由から支持を貫いた。これは、本稿でみた通りである。

これに対し、ヒンクスよりも若い世代に属していたチザムは、精神衛生とバース・コントロールの関係をより強く意識していた。この点で、カナダ優生学協会の主力メンバーだったカウフマンとも関わりをもつようになった。1937年、カウフマンの保護者情報事業局に雇われていた看護婦ドロシア・パーマー Dorothea Palmer がバース・コントロールに関する情報をフランス系ローマ・カトリックの家庭に提供したかどで逮捕されるという事件が起きた際、彼女の裁判で専門家として証言台に立ったのがチザムであった。彼は、カナダ優生学協会会長ハットンの、知的に劣る人びとの多産が「生物学的危機 biological crisis」を引き起こしているとする説を支持し、以後、チザムの名が知られるようになった。1941年、第2次大戦下で優れた兵士の選抜が必要になると、彼は、カナダ陸軍人事選抜部長 director of Personnel Selection for the Canadian Army に任命され、翌1942年には、カナダ陸軍医事局長 director-general of Medical Services for the Canadian Army に就任した。兵役は人格陶冶の場だと主張するなど、忌憚のない発言が注目を浴びるようになり、1944年には連邦保健省次官に抜擢された。カナダのみならず世界的にも精神衛生の専門家としての名声を得たチザムは、1948年7月、世界保健機構の初代事務局長に46対2で選出された。彼は、精神医学の役割は、若き世代の世界市民を育てることにあることだと説き、戦後の過剰人口を抑制するため、性・結婚・妊娠・出産をコントロールする必要性を力説した。これは、ローマ・カトリックなどの反発を招いた。

彼の主張は、ウィリアム・フォークト William Vogt(1902-68)、H・L・メンケン H. L. Mencken、ヒュー・ムーア Hugh Moore(1887-1972)（ムーアは、1964年アメリカ人類改善協会 Human Betterment Association of America(HBAA)の会長となった。HBAAの歴史は、1937年設立のニュージャージー断種同盟 Sterilization League of New Jersey(SLNJ)にさかのぼる。SLNJは、ニュージャージー州での断種法制定をめざす小規模なエリート集団だったが（同州では断種法が1911年に可決したが1913年に廃棄された）、1943年にバースライト（生得権）Birthright、また、1950年にはHBAAと名称が変更された。さらに1962年に人類改善の自発的断種協会 Human Betterment Association for Voluntary Sterilization、1965年に自発的断種協会 Association for Voluntary Sterilization(AVS)と変わった。チザムは1960年に入会し、カウフマンも同じくメンバーだった）、あるいはジョン・D・ロックフェラー3世 John D. Rockefeller III(1906-78)（人口評議会 Population Council を1952年に設立。人口抑制の必要性は認識するも、避妊対策としての断種措置には反対）らの考えと共有するところがあった。Ian Dowbiggin, ““Prescription for Survival”: Brock Chisholm, Sterilization, and Mental Health in the Cold War Era”, in Moran & Wright (eds.), *Mental Health and Canadian Society*, Montreal & Kingston, 2006, pp. 176-192; John Farley, *Brock Chisholm, the World Health Organization, and the Cold War*, Vancouver, 2008, pp. 173-174.

なお、世界の「人口爆発」抑制のためにラディカルな方策をとることの必要性を痛感したチザムは、1948年に日本が制定した優生保護法を称賛し、避妊措置としての堕胎と断種の広範な活用の結果、日本の出生率が劇的な減少をとげたことに驚いていた。『マクリーンズ Maclean's』の1959年11月18日号には、チザムが編集者に寄せた手紙が掲載されており、そこで彼は、唯一

遺物として片づけられるものではない。ゲノム科学時代に突入した今日、遺伝子診断・治療が進む状況のなかで、生命倫理が問われ、「新優生学」の台頭を懸念する声が強まっている<sup>56</sup>。生殖をめぐる問題群は、カナダのみならず、あらゆる国・地域で論争的である。カナダ社会が抱える負の遺産を考察することは、多文化共生や平和構築のイメージが先行しがちなカナダを直視するばかりか、人類史全体のもつ負の遺産をみることに繋がるのである。

また、福祉国家への道を歩んでいたカナダが、その一方で精神障害者という社会的弱者を切り捨てていった点、とりわけ、カナダの福祉政策推進において先導役を果たした西部で断種法が制定されたことは、注目せねばならないであろう。優生学は、いわゆる改良の時代に興隆したのであった。その後、第2次大戦勃発によって雇用が創出され、失業問題が一時的ながらも解消されたことは、優生学のナチスとの連想や非科学性の表出に加えて、優生学の消滅を促した。そして、政府による社会福祉策が支持されるのとは逆に、優生学論者の個人主義は支持されなくなっていった<sup>57</sup>。しかし、断種法はその後も存続したのだった。「社会的弱者の救済は福祉国家の前提ではあるが、福祉国家の福祉国家たる所以は、平均的市民生活の保障にある。福祉国家がしばしば中流階級のものといわれるのは、そのためである<sup>58</sup>」とすれば、まさに、精

---

日本が効果的手段を講じている国だとし、貧困者を多数抱える国々、とりわけインドに抜本的な対策が必要だとしていた。Chisholme letter to the editor of *Maclean's*, 26 November 1959 cited in Dowbiggin, "Prescription for Survival", p. 187. チザムについては、次の書も参照のこと。Allan Irving, *Brock Chisholm: Doctor to the World*, Markham, 1998. 戦後日本の事情については、荻野美穂『「家族計画」への道——近代日本の生殖をめぐる政治』岩波書店、2008年、第5章。なお、日本の優生保護法は、1940年に制定された国民優生法にはなかった強制断種の実施、断種手続の簡便化、ハンセン病患者の断種合法化を盛り込んでいた。松原洋子「戦時下の断種法論争——精神科医の国民優生法批判」『現代思想』26巻2号、1998年2月、p. 287. 国民優生法と優生保護法の間には、優生学の観点からみて断絶があり、かつまた、ナチス断種法と国民優生法の間にも開きがある。松原洋子氏は、「優生保護法はナチス断種法をまねた戦前の国民優生法をひきついで」という通説を実証的に批判している。松原「戦時下の断種法論争」、同「<文化国家>の優生法——優生保護法と国民優生法の断層」『現代思想』25巻4号、1997年4月。

<sup>56</sup> 松原氏は、ダニエル・J・ケヴルズ Daniel J. Kevles に倣い、19世紀末から1920年代を古典的優生学(本流優生学)の時期、1930年代から60年代を科学的優生学(修正優生学)の時期としている。そして、優生学がタブー化された時代を経て、1990年代後半から「新優生学」が浮上したとみる。松原、「優生学の歴史」。

<sup>57</sup> *Our Own Master Race*, p. 157.

<sup>58</sup> 新川敏光「カナダ福祉国家研究の地平」『大原社会問題研究所雑誌』519号、2002年2月、p. 4.

神障害者を「正常な」平均的市民から切り離して扱うことが、「救済」とみなされていたことになる。西部での優生学の展開を社会保障の進展との関係から考察する必要があるだろう。また、スウェーデンなど他の先進的福祉国家の歴史と共通する点があるだろう。これらの点も今後の検討課題としたい。

付記 本稿は、2007～2009年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)、2009～2010年度日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(B)による研究成果の一部である。なお、本稿では、今日的観点からみて不適切な表現を使用しているが、当該期の歴史分析が主眼であることを了解されたい。

別表4 アルバータ州の断種件数

Years	アルバータ優生学委員会 Alberta Eugenics Board の許可件数	手術件数
1929-33	288	206
1934-38	995	438
1939-43	638	273
1944-48	548	211
1949-53	426	246
1954-58	577	367
1959-63	559	454
1964-68	495	446
1969	60	63
1970	62	63
1971	～80	>50

Douglas Wahlsten, "Leilani Muir versus the Philosophy King: Eugenics on trial in Alberta", *Genetica*, Vol.99, Nos. 2&3, 1997, p. 188, Table 1.

## 付録 1 （アルバータ州断種法改正， 1942年）

## Chapter 48

### An Act to amend The Sexual Sterilization Act

(Assented to March 19, 1942.)

HIS MAJESTY, by and with the advice and consent of the Legislative Assembly of the Province of Alberta, enacts as follows:

#### SHORT TITLE

1. This Act may be cited as “*The Sexual Sterilization Act Amendment Act, 1942.*”
  
2. *The Sexual Sterilization Act*, being chapter 37 of the Statutes of Alberta, 1928, is hereby amended as to section 3 by adding thereto the following new subsection:  
“ (3) In case of the illness or unavoidable absence of any member of the Board, the Minister may nominate some other person as a temporary member of the Board, who shall, during the illness or absence of such member, have and may exercise all the powers of the member in whose place he is appointed:  
“Provided, however, that any experience incurred by reason of such a temporary appointment shall be borne by the member of the Board whose absence makes it necessary.”
  
3. The said Act is further amended by adding immediately after section 6 the following new sections:  
“6a. If upon the examination of any person who is suffering from, —  
“ (a) neurosyphilis with deterioration not amounting to psychosis and is not responsive to treatment, or  
“ (b) epilepsy with psychosis or mental deteriorations, — the Board is in either

case unanimously of the opinion that the exercise of the powers of procreation would result in the transmission to the progeny of any such person of a mental disability or deficiency or that the exercise of the power of procreation by any such person would involve the risk of mental injury either to him or his progeny, the Board may with his consent direct in writing such surgical operation for his sexual sterilization, as may be specified in the written direction and shall appoint some competent surgeon to perform the operation.

“6b. If upon the examination of any person who is suffering from Huntington’s Chorea the Board is unanimously of the opinion that the exercise of the powers of procreation would result in the transmission to the progeny of any such person of a mental disability or deficiency or that the exercise of the powers of procreation by any such person would involve the risk of mental injury either to him or his progeny, the Board may, with his consent, direct in writing such surgical operation for his sexual sterilization as may be specified in the written direction and shall appoint some competent surgeon to perform the operation:

“Provided, however, that the Board may, notwithstanding the provisions of section 5, make a direction as aforesaid with respect to any such person suffering from Huntington’s Chorea without his or her consent if he or she is a psychotic person.”

4. This Act shall come into force on the day upon which it is assented to.

[*Statutes of Alberta, 1942*]

## 付録2（アルバータ州断種法廃止，1972年）

## Chapter 87

### The Sexual Sterilization Repeal Act, 1972

*(Assented to June 2, 1972)*

HER MAJESTY, by and with the advice and consent of the Legislative Assembly of Alberta, enacts as follows:

- 1. The Sexual Sterilization Act is hereby repealed.*
- 2. This Act comes into force on the day upon which it is assented to.*

*[Statutes of Alberta, 1972]*

## 付録3（ブリティッシュ・コロンビア州断種法廃止，1973年）

## Chapter 79

### Sexual Sterilization Act Repeal Act

*(Assented to 18th April, 1973)*

HER MAJESTY, by and with the advice and consent of the Legislative Assembly of the Province of British Columbia, enacts as follows:

- 1. The Sexual Sterilization Act, being chapter 353 of the Revised Statutes of British Columbia, 1960, is repealed.*

*[British Columbia Statutes, 1973]*



※ 「アルバータ州断種法（1928年）」、「同改正（1937年）」、「ブリティッシュ・コロンビア州断種法（1933年）」は、次の論稿に収録している。Michihisa Hosokawa, “Keeping Canada Sane: Mental Hygiene Movement and Immigration in the Early Twentieth Century”, *Journal of the Doctorate Studies in Social Sciences*, Kagoshima University (『地域政策科学研究』, No.4, February 2007, pp. 143-146 (Appendix1-3)).